

様式第四十一（第42条関係）

創業支援等事業計画の認定申請書

6 湯観第118号
令和6年11月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
関東農政局長 安東 隆 殿

湯河原町長 内藤 喜文

産業競争力強化法第127条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

別表 1-1（ワンストップ相談窓口）【新規】
市町村が実施する創業支援等事業（湯河原町）

創業支援等事業の目標
（背景） 湯河原町は、温泉資源を活かし、四季折々の自然を堪能できる観光地として古くは万葉集に歌われるなど、永く人々を癒してきた歴史があり、令和2年度の国勢調査では土産物店や飲食店、宿泊施設や医療・福祉などの第3次産業が全体の約8割を占めている。また、湯河原町の事業者は、従業員数が5名～20名の小規模事業者が多数を占めている。 新型コロナウイルス感染症や世界的な原油高に由来する原材料価格及び人件費の高騰は、小規模事業者には大きな打撃となり、事業の存続など厳しい現状に直面している。 その中で、都心からも近く、また観光地としての潜在的ポテンシャルがある湯河原町において、新規創業を検討していただける事業者に対し、本事業により支援を実施するもの。 （目標の根拠） ・ 湯河原町まち・ひと・しごと創生創業戦略プランにおいて、基本目標1、1-1（2）に創業支援セミナーの開催を位置付けており、その目標値と同数とする。 ・ 令和5年度に実施したセミナーの実績ではのべ73人が参加し、目標を達成出来た、また、令和2年度国勢調査確報値の結果を基にした湯河原町の令和6年9月1日現在の人口は22,143人で、努力目標である人口の0.1%である22人を上回るため目標値として適切であると考え。 （目標数） ・ 創業支援セミナーのべ参加者数：50人 伴走支援者数：2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口＞【新規】 ・ 観光課内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会議所、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、観光課の職員1名が相談対応を行う。 ・ 湯河原町の窓口では、町、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする（情報についてはHPでも公開）。 ・ また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、湯河原町が実施する創業支援セミナーや湯河原町商工会が実施する窓口相談等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。 ・ 創業支援のサイトを町HPに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載するとともに、メールでの相談も受け付け、必要な支援機関と連携し対応する。 ・ 創業に必要なとなる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ 1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき） 湯河原町の地域資源である「みかんなどの柑橘類」、「温泉」を始めとした関連商品の有効活用を支援するための資源提供者などのネットワークを有する者の紹介を行う。 日本大学生物資源科学部川手ゼミは、みかんなどの柑橘類の分析等により、強みの発見、製品化についてのアドバイスを実施する。

2. ターゲット市場の見つけ方

湯河原町商工会や日本大学川手ゼミなどが市場ニーズを把握し、情報提供する。また湯河原町は力を入れて伸ばして行きたい市場について、湯河原町の創業支援セミナー委託先である(一社)100年企業創造協会により、湯河原町の地域資源に沿った市場についてアドバイスを実施する。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

湯河原町商工会、地域の金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、湯河原町が、(一社)100年企業創造協会へ委託し実施する創業支援セミナーにより別紙2による創業支援を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

また、商店街連合会と連携し、町内で把握している空き店舗の情報を共有し、ビジネスモデルの構築を支援する。

加えて、湯河原町の自然を感じながらデスクワークやミーティングが可能な、万葉公園・湯河原惣湯のコワーキングを利用を推奨することで、湯河原町らしいクリエイティブな仕事の進め方ができ、また、女性の起業家を支援するため、子育て支援団体「ふわはあと」と連携し、子育てしながらの活動についての情報共有など、創業希望者のビジネス環境を整える。

4. 売れる商品・サービスの作り方

湯河原町が、(一社)100年企業創造協会へ委託し実施する創業支援セミナーにより専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスをを行う。

併せて、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

湯河原町が、(一社)100年企業創造協会へ委託し実施する創業支援セミナーにより、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。

併せて、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

湯河原町が、(一社)100年企業創造協会へ委託し実施する創業支援セミナーにより資金調達へのアドバイスをを行うとともに、さがみ信用金庫、スルガ銀行が、創業支援に特化した融資などの金融支援を行い、湯河原町においては中小企業退職金共済掛金補助事業を行う。また、湯河原町商工会が、資金調達へのアドバイスをを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作成

湯河原町商工会が、事業計画書の策定についてアドバイスをを行う。

さらに、日本政金融公庫は事業計画書のブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、湯河原町商工会、日本政策金融公庫等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

8. 許認可、手続き

湯河原町が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、専門家を紹介し、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスをを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

湯河原町と(一社)100年企業創造協会が連携し、セミナー後に創業までの事業展開など伴走型の支援を実施する。

<関連する湯河原町の施策>

- ・湯河原町中小企業退職金共済制度加入奨励補助金

湯河原町で1年以上継続して事業を営む者で、町内に事業の本拠を有する事業所で、徴税を完納している事業所が加入する中小企業退職金共済制度のうち、従業員一人あたり払込掛金の1/10(対象掛金は一人につき1月5,000円以内)を補助し、補助金の交付期間は120月間とするもの。

<創業支援機関との連携>

- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、必要に応じて、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、湯河原町が情報集約・一元化を図り、創業支援対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか整理することで、適切な機関に誘導し、創業実現までを支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・①個別相談指導(別表2-1)において、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る個別相談指導を1ヶ月以上にわたり4回以上受けた者
- ・②創業支援セミナー(別表2-2)において、1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者
- ・なお、①個別相談指導(別表2-1)及び②創業支援セミナー(別表2-2)を組み合わせることも可能とし、合わせて1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが、確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、湯河原町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を湯河原町が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するヒアリング等により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、湯河原町商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、湯河原町のホームページへ掲載するなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・湯河原町観光課に、担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口それぞれに配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて、湯河原町の広報においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・また、湯河原町のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。
- ・必要な予算については、可能な範囲で市が手当てすることとする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、湯河原町が一元管理を行い、名簿の作成を行い、必要に応じ創業支援機関と共

有を図る。

- ・創業支援機関との連携を密にするため、随時個別の打合せを持つとともに、湯河原町商工会及び金融機関、信用保証協会の担当者との会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

別表 2－1（個別相談指導）【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①湯河原町商工会 (2) 住所 ①神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 1－7－1 (3) 代表者の氏名 ①会長 杉山 修 (4) 連絡先 ①TEL：0465－63－0111、FAX0465－62－3500、担当者 尾崎 研司
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ①湯河原町商工会 ・昨年度に湯河原町商工会が実施した創業希望者等への個別相談指導は6名であった。別紙2-2のセミナーとの連携も見据え、支援者数は10名を目標とする。創業者数は、別紙2-2による伴走支援事業者が創業に結びつくことを目標に3名を目標とする。 (目標数) ・創業支援個別相談数：10件 ・創業者数：3件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜個別相談指導＞【新規・特定創業支援等事業】 ・湯河原町商工会内に相談窓口を設け、創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて経営指導員が、経営、財務、人材育成、販路開拓等について、1回1時間以上の個別相談指導を実施する。 ・併せて県の制度融資や地域の金融機関の金融商品紹介するほか、事業計画の策定支援、財務・経営指導や、連携機関のネットワークを活用した取引先の紹介等を行う。 ・また、相談内容によっては、商工会が連携する外部の専門家を紹介し、助言を受けることができるものとする。 ＜特定創業支援等事業について＞ ・経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の個別相談指導を1カ月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・なお、本個別相談指導及び創業支援セミナー（別表2－2）を組み合わせることも可能とし、1カ月以上にわたり4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・本事業は、湯河原町商工会の経営指導員4名が担当し、相互に連携してハンズオン支援を行う。

- ・販路開拓支援では、神奈川県よろず支援拠点のコーディネータと連携して支援するほか、関係機関と連携して支援を行う。
- ・湯河原町は積極的に本事業の周知に協力し、湯河原町役場、湯河原町のHP等で施策のPRを行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに湯河原町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、国や県、町の各種補助制度等を紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。連絡会議等において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

別表 2-2（創業支援セミナー）【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①100年企業創造協会 (2) 住所 ①神奈川県横浜市神奈川区高島台 7-8 アルタ・インスラ104号室 (3) 代表者の氏名 ①代表理事 阪本 裕介 (4) 連絡先 ①mail:support@scal00.org 担当者 阪本 裕介、田鍋 智之
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) - 令和 5 年度に実施したセミナーの実績ではのべ73人が参加し、目標を達成出来た、また、令和 2 年度国勢調査確報値の結果を基にした湯河原町の令和 6 年 9 月 1 日現在の人口は22,143人で、努力目標である人口の0.1%である22人を上回るため目標値として適切であると考ええる。 (目標数) - 令和 7 年度創業支援セミナーのべ参加者数：50人 伴走支援者数：2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜実践創業塾＞【新規・特定創業支援等事業】 - 令和 6 年度、創業希望者等を対象としたセミナーを年 6 回（1 回 2 時間）開催していたが、本事業の内容を踏まえ、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につくよう実施する。 - 受講生に対しては、受講終了後も、商工会議所の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、確実な創業につなげる。 - 開催期間は、9～12月、に 6～8 回を予定し、また、セミナー後に希望する受講者に対しては 2 社を上限に伴走型の支援を実施し、(一社)100年企業創造協会が創業までのサポートを継続する。 ＜特定創業支援等事業について＞ - 講義のうち、4 回以上、1 ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につく講義を含む講義に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 - なお、本実践創業塾及び個別相談指導（別表 2-1）を組み合わせることも可能とし、1 ヶ月以上にわたり 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 「創業支援セミナー」（案）

- ・企業における必要なスキルや心構え、事業コンセプト、事業プランの検討と作成＜経営・人材育成・財務＞
 - ・明日からすぐに使える営業マニュアル＜販路開拓・人材育成＞
 - ・ビジネスプランと融資の利用方法＜経営・財務＞
 - ・活用すべきITの活用方法＜経営・販路開拓＞
 - ・SNSマーケティング、競合に負けないマーケティング＜経営＞
 - ・創業者同士でのコミュニティの作り方、参加の仕方、異業種との関わり方＜経営・販路開拓＞
 - ・※チラシとHPの作り方＜経営・販路開拓＞
 - ・※LINE公式を作ってみるワークショップ＜経営・販路開拓＞
- ※はオプション的に実施を検討

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・湯河原町商工会の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを湯河原町が行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は(一社)100年企業創造協会が行う。
- ・本事業については、湯河原町商工会及び湯河原町のHPやメールマガジン、広報紙により周知を図るほか、町内の金融機関などでもPRを行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、国や県、町の各種補助制度等を紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。連絡会議等において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

市区町村	湯河原町
認定連携 創業支援等 事業者	湯河原町商工会、一般社団法人100年企業創造協会
概 要	湯河原町においては、これまで各関係団体や機関が個々に創業支援などを実施してきたが、本計画により、この取組を強化、体制整備することで、年間3件の創業の実現を目指す。 創業希望者に対して、窓口相談、創業支援セミナー等による支援を実施する。
年間目標数	創業支援個別相談数:10件 創業者数:3件 創業支援セミナーのべ参加者数:50人 伴走支援者数:2人
特徴	湯河原町では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行う。  1. 地域資源の活用 2. ターゲット市場の見つけ方 3. ビジネスモデルの構築 4. 売れる商品・サービスの設定 5. 適正な価格の設定と効果的な販売 6. 資金調達資金相談 7. 事業計画書の作成 8. 許認可手続き 9. 創業後のフォロー 湯河原町:ワンストップ窓口、創業支援セミナー(100年企業創造協会) 湯河原町商工会:個別相談、金融機関等関係機関:窓口相談

<全体像>

※下線は特定創業支援等事業

